特別養護老人ホーム（特養）を考え始めた方・ご家族へ

特養の費用 確認メモ

特養の費用の内訳と、厚生労働省が示す目安・基準費用額と負担限度額の表を見たうえで、施設の見学や相談の場で聞いた金額を書き込むための紙です。
費用を計算・見積もる紙ではありません。

このメモの使い方（4ページ）

1. 1ページ目で、特養の費用がどんな項目でできているかを確かめる。
2. 2ページ目で、厚生労働省の1か月の目安と、基準費用額・負担限度額の表を見る。
3. 3ページ目を持って、施設の見学や相談の場で、見積もりの内訳を聞いて書き写す（施設ごとにコピーして使う）。
4. 4ページ目で、聞き忘れがないかを確かめ、わからない点は施設と市区町村の介護保険の窓口で確かめる。

特養の費用の項目　厚生労働省・介護保険法・指定介護老人福祉施設の運営基準のとおり

介護サービス費（施設サービス費）の自己負担	費用の1割。一定以上所得者は2割または3割（介護保険法第48条第2項・第49条の2）
居住費	居住に要する費用（運営基準第9条第3項第2号）。補足給付を受ける人は基準費用額または負担限度額が限度
食費	食事の提供に要する費用（同第1号）。補足給付を受ける人は基準費用額または負担限度額が限度
特別な居室・特別な食事の費用	入所者が選んで提供を受けるもの（同第3号・第4号）
理美容代	同第5号
日常生活費（そのほか）	サービスで提供される便宜のうち、日常生活でも通常必要となるもので、入所者に負担させることが適当と認められる費用（同第6号）。厚生労働省の目安は約10,000円で、施設により設定

このメモでわかること

- 特養の費用が、介護サービス費の自己負担と居住費・食費・日常生活費などでできていること。
- 厚生労働省が示す1か月の目安と、居住費・食費の表。
- 施設に何を聞けばよいか。

このメモでわからないこと

- わが家の場合に月いくらかかるか（要介護度・居室・地域・加算・所得の段階で変わる）。
- 負担限度額認定の対象になるか、入所できるか。
- どの施設がよいか（比較・推薦はしていません）。

わが家のメモ

見学・相談する施設：

親の要介護度：要介護　　／　今回確かめたいこと：

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/kaigo/tokuyou-hiyou 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
厚生労働省の公表資料と法令（2026年10月25日確認）をもとにした一般的な確認メモで、費用を計算・見積もるものではありません。実際の費用・負担限度額認定の対象かどうか・入所できるかなど個別のことは、施設と、お住まいの市区町村の介護保険の窓口に確かめてください。

特養の費用の確認メモ

厚生労働省の目安と、基準費用額・負担限度額の表

特養の1か月の自己負担の目安 厚生労働省の例をそのまま転記。1か月は30日として計算

項目	要介護5の人が多床室を利用した場合	要介護5の人がユニット型個室を利用した場合
施設サービス費の1割	約26,130円(871単位×30日＝26,130)	約28,650円(955単位×30日＝28,650)
居住費	約27,450円(915円／日)	約61,980円(2,066円／日)
食費	約46,350円(1,545円／日)	約46,350円(1,545円／日)
日常生活費	約10,000円(施設により設定されます。)	約10,000円(施設により設定されます。)
合計	**約109,930円**	**約146,980円**

厚生労働省が示した一例です。個室や多床室など住環境の違いによって自己負担額が変わります。実際の金額は、要介護度・居室の種類・地域・加算・負担限度額認定の有無・施設の設定で変わります。居住費と食費の日額は、下の「基準費用額と負担限度額」の表の基準費用額と同じ額です。

基準費用額と負担限度額(日額(月額)) 特養・短期入所生活介護の場合。厚生労働省の表(令和8年8月～)

区分	基準費用額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	1,545円(4.7万円)	300円(0.9万円) 【300円】	390円(1.2万円) 【600円(1.8万円)】	680円(2.1万円) 【1,030円(3.1万円)】	1,420円(4.3万円) 【1,360円(4.1万円)】
居住費:ユニット型個室	2,066円(6.3万円)	880円(2.6万円)	880円(2.6万円)	1,370円(4.2万円)	1,470円(4.5万円)
居住費:ユニット型個室的多床室	1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,470円(4.5万円)
居住費:従来型個室(特養等)	1,231円(3.7万円)	380円(1.2万円)	480円(1.5万円)	880円(2.7万円)	980円(3.0万円)
居住費:多床室(特養等)	915円(2.8万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	530円(1.6万円)

【】はショートステイの場合。第4段階(市区町村民税課税世帯)は補足給付の対象ではありません。負担限度額は第1～第3段階②の人を対象に設定されています。段階の表と申請は、ふれあいの丘の「介護保険負担限度額認定証の申請チェックリスト」で確かめられます(申請先は市区町村)。令和8年8月から、食費の基準費用額が日額100円、第3段階①・②の食費の負担限度額が日額30～60円、居住費は第3段階②の人が日額100円引き上がりました(室料を徴収しない多床室を除く。第3段階①の居住費は据え置き)。負担限度額は令和9年度にかけて見直す方針も示されています。最新の額は市区町村の窓口で確かめてください。

施設サービス費(介護報酬)

- 1日あたりの単位数に日数をかけ、1単位の単価をかけた額。1割(一定以上所得者は2割または3割)が自己負担。
- 令和6年6月以降の基本報酬:介護福祉施設は589～879単位／日、ユニット型介護福祉施設は670～955単位／日(厚生労働省の資料の表記)。
- 多床室(既設)は要介護5で871単位。

加算(厚生労働省の資料の単位数の例)

- 日常生活継続支援加算(Ⅰ)＋36単位／日
- 看護体制加算(Ⅰ)ロ＋4単位／日　個別機能訓練加算(Ⅰ)＋12単位／日
- 初期加算＋30単位／日　栄養マネジメント強化加算＋11単位／日
- 療養食加算＋6単位／回(3回／日まで)。処遇改善加算の率は令和8年6月に見直されたため、施設に確かめる。

1単位の単価(介護老人福祉施設の区分) 厚生労働省の表。10円～11.40円の幅。どの級地かは市町村で決まる

1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
10.90円	**10.72円**	**10.68円**	**10.54円**	**10.45円**	**10.27円**	**10.14円**	**10円**

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/kaigo/tokuyou-hiyou 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
厚生労働省の公表資料と法令(2026年10月25日確認)をもとにした一般的な確認メモで、費用を計算・見積もるものではありません。実際の費用・負担限度額認定の対象かどうか・入所できるかなど個別のことは、施設と、お住まいの市区町村の介護保険の窓口に確かめてください。

特養の費用の確認メモ

施設に聞いた金額を書き写す(施設ごとにコピーして使う)

費用の確認メモ

施設の見積もり・説明の文書に書かれているとおりに写す。計算はしない

施設の名前・見積もりをもらった日	
居室の種類(○をつける)	多床室 ／ 従来型個室 ／ ユニット型個室 ／ ユニット型個室的多床室
要介護度・負担割合(書類に書かれているとおり)	要介護　　／ 負担割合　　割

介護サービス費(施設サービス費)	1日あたりの単位数:　　単位 ／ 1単位の単価:　　円 ／ 自己負担:　　円(1か月)
加算	名前と単位数(施設の説明の文書のとおり):
居住費	日額　　円 ／ 1か月　　円
食費	日額　　円 ／ 1か月　　円
日常生活費	内容と金額:
特別な居室・特別な食事	ある・ない ／ 金額:
理美容代	金額・払い方:
そのほかの費用	内容と金額:
1か月の請求額(見積もりの合計)	施設の見積もりに書かれている額:　　円
負担限度額認定証を出すと変わる額	施設に聞いた額(居住費・食費):

書き写すときの注意

施設の見積もりの金額を、書かれているとおりに写します。居住費・食費は、負担限度額認定を受けているかどうかで変わります。厚生労働省の目安や表と違うときは、4ページ目のメモに書き出して、施設に理由を聞きます。マイナンバー・被保険者番号・口座番号は書かないでください。

メモ

聞いた日:令和　　年　　月　　日　／ 応対した人(名前):

気づいたこと:

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/kaigo/tokuyou-hiyou 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
厚生労働省の公表資料と法令(2026年10月25日確認)をもとにした一般的な確認メモで、費用を計算・見積もるものではありません。実際の費用・負担限度額認定の対象かどうか・入所できるかなど個別のことは、施設と、お住まいの市区町村の介護保険の窓口に確かめてください。

特養の費用の確認メモ

聞くことのメモと出典

施設に聞くこと 聞いたら✓、答えは右のメモへ

✓	聞くこと	答えのメモ
☐	見積もりの内訳(介護サービス費・居住費・食費・加算・日常生活費・そのほか)を、文書でもらえるか	
☐	特別な居室・特別な食事・理美容代など、入所者が選ぶ費用の説明を、文書で受けたか(運営基準第9条第5項)	
☐	負担限度額認定を受けている(これから受ける)場合、居住費・食費がいくらになるか。認定証をいつ出すか	
☐	令和8年8月の見直しで、居住費・食費の額が変わったか(居住費の引上げの対象かどうか)	
☐	入院や外泊のときの費用と、支払い方法・請求の時期	
☐	そのほか:	

問い合わせ先

負担限度額認定の申請先は、お住まいの市区町村です。担当のケアマネジャーや、市町村が設置している地域包括支援センターにも相談できます。

問い合わせ先の名称(市区町村の介護保険の窓口／ケアマネジャー／地域包括支援センター):

問い合わせた日:令和　年　月　日　／ 応対した人(名前):

わからない点・次に聞くこと:

次にやること(ふれあいの丘のページ)

- 負担限度額認定の段階と申請:www.fureaino-oka.com/kaigo/futan-gendogaku
- 高額介護サービス費の上限額:www.fureaino-oka.com/kaigo/kougaku-kaigo
- 施設の種類と入所の条件:www.fureaino-oka.com/kaigo/shisetsu-ichiran

税金のこと

特養の費用と医療費控除の関係は、www.fureaino-oka.com/kaigo/iryouhi-koujo で確かめられる。税額の計算や個別の判断は、税務署や税理士に確かめる。

出典(2026年10月25日確認)

・厚生労働省 介護サービス情報公表システム「サービスにかかる利用料」(介護保険の解説)

・厚生労働省 介護保険最新情報 Vol.1506「令和8年8月からの特定入所者介護(予防)サービス費の見直し等に係る周知への協力依頼について」(令和8年5月29日)

・厚生労働省 社保審－介護給付費分科会 第260回 資料1(令和8年7月9日)・第262回 資料3「地域区分」(令和8年8月5日)・第252回 資料1(令和7年12月26日)

・介護保険法(第48条・第49条の2・第51条の3)・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(第9条)(e-Gov 法令検索)

一般的な確認メモです。金額や制度は、年度や改定で変わります。実際の費用・負担限度額認定の対象かどうか・入所できるかなど個別のことは、施設と、お住まいの市区町村の介護保険の窓口に確かめてください。

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/kaigo/tokuyou-hiyou 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
厚生労働省の公表資料と法令(2026年10月25日確認)をもとにした一般的な確認メモで、費用を計算・見積もるものではありません。実際の費用・負担限度額認定の対象かどうか・入所できるかなど個別のことは、施設と、お住まいの市区町村の介護保険の窓口に確かめてください。